

特別保証書(7年間保証制度)の保証内容について

[該当商品の取扱説明書や下記の
保証規定に基づき対応させて頂きます。]

共通免責事項

次の各項の一つにでも該当する場合は、7年間保証の適用を除外します。

- (1) 当社施工以外の増改築、補修に起因するもの。
- (2) 火災、爆発等予期しない外来事項及び予想外の自然災害(地震、暴風雨、積雪、凍結等)に起因し、近隣住宅と同程度の被害を受けたもの。公害、塩害、ガス害(硫化ガスなど)などによる故障及び腐食、腐朽、さびなどの損傷。
- (3) 入居者又は第三者の故意又は過失によるもの。又は不当な修理や改造による故障及び損傷。
- (4) 所有者または使用者による著しく不適切な維持管理並びに通常予測される使用状態と著しく異なる使用に起因するもの。又は消耗部品の取替えや修理、ストレーナー等のゴミ詰まりなどによる故障及び損傷。
- (5) 引渡後の建物屋根に、ベランダ、物干し、アンテナ、太陽熱利用温水槽、太陽光発電システムなどの取付けを行い、これに起因するもの。
- (6) お客様の支給物の工事に起因するもの。
- (7) 当社が不適当なことを指摘したにもかかわらず、お客様が採用させた材料、部品、設備器具、若しくは施工方法に起因するもの。
- (8) 引渡時の立ち会い検査において申し出がなかつたり、ご承認頂いたもの。ことばの領収書にてご承認を得ているもの。
- (9) 敷地周辺にわたる地盤(軟弱地盤)、地形、地盤変動、地割れ、土砂崩れ、土砂の流出等、自然、周辺環境の変化に起因するもの及び土地造成に起因するもの。
- (10) 瑕疵によらない経年劣化又は使用に伴う自然の磨耗、さび、かび、変質、変色、その他類似の事由による場合。
- (11) タバコの火等火気、熱湯、洗浄剤、便器等をいためる薬品等の投入により発生した損傷や、苛性ソーダや強塩酸などの強い薬品を使用した場合の損傷。鉄粉などによる貴いさびや水滴の放置などによる汚れの付着による損傷。結露による損傷。硫黄やアルカリ分を含む入浴剤、温泉などの水質による浴槽表面や金具類の損傷。
- (12) 契約当時実用化されていた技術では、予防することが不可能な現象、又はこれが原因で生じた事故による損傷。
- (13) 保証期間経過後に申出があったもの。又は保証該当事項の発生後、速やかに申出がなかった場合。
- (14) 近隣の土木工事、建設工事、又は重量車輌の通行等により振動などの影響によるとおもわれるもの。
- (15) 植物の根等の成長及び犬、猫、鳥、ねずみ、ごきぶり等の小動物の害に起因する損傷、機能不良。
- (16) ピアノ、本棚等、重量物の不適切な設置、使用によるもの。
- (17) 引渡後、1年以上経過した後の虫害。
- (18) 維持管理の不備による汚れ、ボールペンや衛生用品、箸や歯ブラシ等はじめ家庭用品などによる排水路の詰まりによって生じた損傷。
- (19) 品質、機能上は影響が少ないと認められる音、振動等の感覚的な現象又は使用材料に起因する臭い等。
- (20) その他施工上の瑕疵でないもの(例=冷暖房に起因する室内乾燥によるすき間、反り、きしみ、衛生器具・サッシ等の結露等)及び、当社の査定により認定されなかつたもの。
- (21) 全設備・電化商品共通で、消耗品(電球、乾電池、フィレター等)は保証除外となります。
- (22) 遠赤外線床暖房の取扱説明書に基づいた使用方法がなされなかつた場合。(設置した場合)

特定免責事項補足

- (1) 設備器具、電気器具、ガス器具などについては、メーカー及び供給主体の定めがある場合は、それぞれのメーカー製造の保証期間対応とし、その期間を経過したものは弊社において7年間保証の対象とします。
- (2) 左官・外構工事の保証期間は1年間とします。但し、タイル目地、及びコーティングの軽微な脱落、亀裂ならびにモルタル塗り仕上材(例、基礎・土間コンクリートモルタル等の表面仕上)の割れ巾2mm以下の場合は保証の対象外とします。
また土間等で1m²に満たない機能上支障のない少面積の水たまりが発生する不陸も保証の対象外とします。
- (3) 植栽については引渡時、枯損していない限り保証の対象外とします。
- (4) 建物内で構造上特に支障のないきしみ、床鳴の軽微なものは保証対象外とします。
- (5) クロス・ふすまの保証期間は2年間とします。但しクロス・ふすま等については、隙間、はがれ、よじれ等の軽微なものは保証対象外とします。
- (6) 塗装工事の保証期間は2年間とします。
- (7) 暖房機器の上で水を沸騰させたり、室内で洗濯物を干すなど過度の加湿により生じる結露及びこの結露に起因する通気不十分な押入、物入、家具等の背面、床などに発生するカビ、さび、汚れは保証の対象外とします。
- (8) 遠赤外線床暖房については床暖ヒーターは10年間とし、コントローラーは7年間とします。(設置した場合)

保証の手続き

- (1) 住宅保証書の事項に該当し、かつ共通免責事項、特定免責事項のいずれにも該当しない現象が発生した場合は、すみやかに当社にお申出下さい。
- (2) お申出に基づき、点検を実施いたします。
- (3) 点検の結果、認定された事項については当社が無償で補修、施工いたします。
- (4) 補修工事が完了した時、両者立ち合いの上確認を行います。

保証の承継

- (1) 当保証書に記載された方以外の第三者及び当該建物が第三者に所有権移転された場合、当該第三者及び譲渡されたお客様からの保証申込みについてはお引き受けできません。
- (2) 当該物件が第三者に譲渡又は借家とされた時点で、本保証書は無効になります。